また、犯罪被害者等は、自身が犯罪被害者等であることを知られた場合に、どのように相手から見られるのか不安を感じることや、周囲からの二次的被害に対する恐れ等から、自らの状況や心情を打ち明けることをためらい、孤独や孤立を深めてしまうこともある。このことは、関係機関・団体等が犯罪被害者等を経済的・精神的に支援する道を狭めることにもつながり、被害からの回復をますます遠のかせる原因ともなる。

政府としては、上記の認識の下、第１次基本計画の策定当初から、犯罪被害者等が置かれている状況等に対する国民の理解を増進させるとともに、犯罪被害者等への配慮と犯罪被害者等施策への協力を確保していくことを重点課題として位置付けてきた。国民の理解の増進等の取組は、犯罪被害者等施策といわば「車の両輪」を成す、犯罪被害者等施策全体に通底する重要なものであり、これまでも基本計画に基づき各種施策を講じてきたところではあるが、国民の理解の増進等の広がりは今もなお途上にある。

さらに、犯罪被害者等の名誉やプライバシー等の侵害に関し、近時においては、ソーシャルメディアの急速な利用拡大に伴い、犯罪被害者等に対するいわれのない誹謗中傷や誤情報を含むプライバシー情報等がインターネット上に投稿された上、そのような投稿が安易に拡散されるなど、犯罪被害者等の人格権や心情が深く傷つけられるという深刻な事態が生じている。このことは、犯罪被害者等を更に窮地に追い込むだけでなく、犯罪被害者等に対する誤解を助長させ、国民の理解・協力がなければ成り立ち得ない犯罪被害者等施策全体の進展を困難なものとする。このほか、犯罪被害者等からは、報道により二次的被害を受けたという悲痛な声もある。

こうした状況下では、周囲に犯罪被害者等が暮らしている、誰もが犯罪被害者等になり得るという意識等を国民の中に醸成し、国民が犯罪被害者等を身近な存在として捉え、犯罪被害者等が安心して助けを求めることのできる社会を実現するための取組を更に進めることが求められる。そのためには、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者等施策について、国民に広く深く行き渡るよう、当事者以外にも分かりやすいものとなるよう配意しながら教育や広報啓発活動を行っていく必要がある。

2　具体的施策の方向性

⑴　学校をはじめとする教育活動の推進

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでには時間を要することから、犯罪被害者等に対する国民の適切な理解や行動を中長期的に見ても揺るぎないものとする必要がある。そのためには、国民に対する教育が極めて重要となる。

とりわけ、学校現場等において、こどもに対し、命や人権の大切さから説き起こして教育をすることは、我が国において犯罪被害者等施策を定着させ、進展させる意味でも重要な意味を持つ。その上で、こどものみならず、保護者や周囲の大人等に対しても教育を行うことで、国民全体の犯罪被害者等支援に関する意識の底上げに資するものとなる。

以上の認識の下、こども等に対し、命や人権の大切さから説き起こした教育や犯罪被害者等に関する理解を深めるための啓発を学校現場等で行う。また、中学生・高校生等を対象とした犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」等を推進する。

⑵　国民に向けた広報啓発

関係府省庁は、それぞれ、犯罪被害者等施策に関連した特定の広報啓発に関する強化期間を設け、犯罪被害者等に対する理解や支援に資する国民の意識啓発・高揚に努めてきた。このような強化期間は、犯罪被害者等施策に対する国民の意識を高めるためにも重要であることから、これらの強化期間を更に効果的な取組として実施していく。

また、国民一人一人が犯罪被害を自らの問題として捉えることができるようにするため、犯罪被害者等の協力を得て、その切実な声を広く国民に届ける。さらに、関係府省庁やその他の関係機関・団体等との相互連携を図りながら、広報啓発を行う対象、内容等に応じた効果的な手法を見極め、様々な機会・媒体等を通じた多様な取組を行う。

とりわけ、標語や作文等の従来の手法も大切にしつつ、昨今のデジタル技術の発展に応じた取組も積極的に行うほか、あえて言葉にせずとも目にするだけで国民が犯罪被害者等支援についての意識を呼び起こすことができるよう、シンボルマーク等を効果的に活用する。

このほか、犯罪の類型等にも応じ、多角的な観点で広報啓発を行うことにより、当該犯罪被害者等についての理解の増進を図るほか、新たな犯罪被害者等を生まないことにも資するものとする。

⑶　インターネット上の誹謗中傷対策等

インターネットには、情報の高度の流通性・拡散性・永続性のほか、投稿やアクセスの容易性といった特性が認められ、インターネット上で犯罪被害者等の名誉権やプライバシー権等の人格権が侵害された場合、その回復は容易ではないことから、国民のインターネットリテラシーを向上させ、責任ある情報発信を促すための教育・広報啓発活動に取り組む。また、犯罪被害者等に関する報道を含め、個人の名誉権やプライバシー権等の人格権と、表現の自由との均衡の在り方については、各界各層で指摘や議論がなされているところ、このような議論が更に充実し、犯罪被害者等の置かれた立場に配慮した表現行為が促されるよう、犯罪被害者等の置かれた状況等に関する広報啓発を進める。

第２　具体的施策

１　学校をはじめとする教育活動の推進に関する施策

⑴　学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進

引き続き、学習指導要領に基づき、生命の尊さについて理解し、かけがえのない生命を尊重するための教育の充実に向けて取り組む。【文部科学省】（５－１）

⑵　学校等における犯罪被害者等の人権問題を含めた人権教育の推進

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）に基づき、犯罪被害者等の人権問題も含め、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進に努める。【文部科学省】（５－２）

⑶　学校における犯罪被害者等に関する理解の促進

警察等の関係機関と連携し、非行防止教室等における犯罪被害者等に関する理解を深める。【文部科学省】（５－３）

⑷　こどもへの暴力抑止のための参加型学習への取組

こどもがいじめ・虐待・暴力行為等の被害に遭ったことを認識し、かつその対応について主体的に学ぶことができるようにするため、教育委員会に対し、地域の実情に応じた取組の着実な実施を図る。【文部科学省】（５－４）

⑸　性犯罪・性暴力対策に関する教育の推進等

生命の尊さを学び生命を大切にする教育及び自分や相手、一人一人を尊重する教育を一層推進するとともに、性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、幼児期からのこどもの発達段階に配慮した「生命（いのち）の安全教育」の充実と全国展開に向けた普及を図る。

また、こどもたち自身が性に関して正しく理解し、適切な行動をとることができるよう、学習指導要領に基づき、こどもの発達の段階に応じて、学校教育活動全体を通じた着実な指導を実施する。【文部科学省】（５－５）

⑹　家庭における生命の教育への支援の推進

各地域で実施している、生命の大切さを実感させる意義等を学ぶ保護者向け学習プログラムをはじめとした様々な家庭教育に関する情報をウェブサイトを通じて提供するなど、地域における家庭教育支援の充実を図る。【文部科学省】（５－６）